

魚津市告示第71号

魚津市身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）の減免取扱
要綱の一部改正について

魚津市身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）の減免取扱要綱（平成
27年魚津市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月24日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条―第4条 （略） （減免の申請） 第5条 減免申請書に添付する書類は、自動車検査証等及び次に掲げる書類とする。 （1） （略） （2） 運転者の運転免許証又は特定免許情報（<u>道路交通法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。</u>）が記録された免許情報記録個人番号カード（条例第69条第1項第1号アで規定する原動機付自転車のうち、長さ1.9メートル及び幅0.6メートル以下かつ最高速度が時速20キロメートル以下の特定小型原動機付自転車の場合は除く。） （3）・（4） （略） 第6条―第8条 （略） 別記様式 （略）	第1条―第4条 （略） （減免の申請） 第5条 減免申請書に添付する書類は、自動車検査証等及び次に掲げる書類とする。 （1） （略） （2） 運転者の運転免許証（条例第69条第1項第1号アで規定する原動機付自転車のうち、長さ1.9メートル及び幅0.6メートル以下かつ最高速度が時速20キロメートル以下の特定小型原動機付自転車の場合は除く。） （3）・（4） （略） 第6条―第8条 （略） 別記様式 （略）

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。